

第5回 (定例) 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

平成30年8月24日 (金)

(豊岡市役所3階会議室)

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第7号 農地法第5条の規定による申請書の返戻について
- 日程第5 第26号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第27号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第29号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第9 第30号議案 農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理について
- 日程第10 第31号議案 農地法第5条第1項ただし書き(第7号)の規定による協議について
- 日程第11 第32号議案 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

出席委員 (17名)

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 宮岡正則 | 2 番 | 加悦富美恵 |
| 3 番 | 高尾利美 | 4 番 | 原清美 |
| 5 番 | 蜂須賀久人 | 6 番 | 井谷勝彦 |
| 7 番 | 田中直喜 | 8 番 | 上坂光広 |
| 9 番 | 水嶋義彦 | 10 番 | 西沢泰裕 |
| 11 番 | 宮口豊 | 12 番 | 北垣裕次 |
| 13 番 | 齋藤善久 | 14 番 | 石橋重利 |
| 15 番 | 尾口正信 | 17 番 | 村田憲夫 |
| 19 番 | 森井脩 | | |

欠席委員（2名）

16 番 永井辰正

18 番 大原博幸

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮崎雅巳 農業委員会事務局次長…橋本明宏

農業委員会事務局主幹兼係長…古谷明仁 農業委員会事務局主査…西田 弥

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。局長の方からもありましたように台風は肩透かしでした。台風一過で普通は涼しくなるわけですが、一気に暑くなりました。今年は日照り続きでいよいよ収穫も始まったようで、今朝通ってくるとき豊岡こうのとりのカントリーで人がいっぱい作業しておりまして、いよいよハナエチゼン、五百万石の収穫が始まったのではないかと。この天候ですので米の品質が心配になってまいりまして、籾殻も剥いてみたらどんなものになっているのかちょっと心配もございしますが、何はともあれ作柄的には大丈夫ではないかと思っているところです。本日は第5回の総会です。また、この秋の意見書の取りまとめにつきましても協議いただきたいと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日の会議、欠席、遅刻等の通告の委員の報告をいたします。欠席が16番 永井辰正委員、18番 大原委員でございます。以上の通告でございます。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件5件、許可申請案件13件、証明案件5件、届出書受理案件4件、合計27件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

13番 齋藤善久 委員

14番 石橋重利 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第5回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第5回総会（定例会）は、本日8月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条の規定による申請書の返戻について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第7号「農地法第5条の規定による申請書の返戻について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○6番（井谷 勝彦） 返戻のあった分につきまして、1番の案件は許可書が出ていますか。

○事務局（古谷 明仁） 県からの許可書が出る前に返戻がありました。

○6番（井谷 勝彦） 1ヶ月以上経っているので既に許可書は出たのかなと思っておりました。

○事務局（古谷 明仁） 許可書は出ておりません。〇〇〇の案件を先日持って行った際、〇〇〇の資料の返戻があり、また〇〇〇の資料についても同様受け取りされず返戻がありました。

○議長（森井 脩） ほかにありますか。

○17番（村田 憲夫） よくわからないけど、要はこれは申請したやつで、結局、進行が遅れているからしたらあかんよと差し戻し、そういうことか。

○事務局（宮崎 雅巳） もともと農地を分譲していただくについては、大切な農地です。実行可能性が高いものを許可していくという方針です。極力許可しない、農地法です。そんな中で実質半分も売れていないとか、できていないのに次の計画というのはなかなか実行性が乏しいだろうということで、そういったところを厳しく県の方が運用を設けております。その部分について確認自体に時間がかかって、実際にうちの許可を得た後に正式な文書が業者から出されたもので、県の直前の許可の前にそれが判明して返戻されたという経緯です。

○17番（村田 憲夫） この2社は今までもこういったことがあったのか、初めてか。

○事務局（宮崎 雅巳） 同様のことで取り下げなり受け付けしないというようなことをしたという過去があるようです。

○17番（村田 憲夫） 次は気をつけないとあかんということだな。

○事務局（宮崎 雅巳） そうですね。先ほど主幹が言いましたように事務局としてもきっちりとそのへんをチェックしていこうと考えております。

○議長（森井 脩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「農地法第5条の規定による申請書の返戻について」の報告事項を終わります。

第26号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第5、第26号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

なお、この議案の中に農業委員会に関する法律第31条に係る案件が含まれておりますので、その案件とは別々に審議をいたします。

それでは、申請番号32番の案件に移ります。

なお、高尾利美委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（高尾委員の退席）

○議長（森井 脩） それでは、事務局、提案説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 光広） 8月9日に私と水嶋委員と事務局2名で現地を調査してまいりました。特段どこかに迷惑をかけるようなこともないので許可相当というように思います。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件のうち、申請番号22番の案件につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

では、高尾委員は入席してください。

（高尾委員の入席）

○議長（森井 脩） それでは、申請番号23番以降について、事務局の説明をお願いします。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 光広） 8月9日、同じ日だったんですけども現地確認に行っ
てまいりました。どちらの案件につきましても事務局の説明のとおり、耕作者の方もちゃ
んと作られておりましたので問題ないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件のうち、申請番号23番、24番について、原案のとおり可決
することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第26号議案「農地法第3条の
規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第27号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第27号議案「農地法第4条の規定による許可申請審
議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお

願います。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、願います。

○現地調査員（西沢 泰裕） 8月10日、宮口委員、事務局、関係部局計5名で現地確認いたしました。今事務局の方から説明されたとおりで特段補足説明はございません。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第27号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第28号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、第28号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な場合につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、願います。

○現地調査員（西沢 泰裕） 8月10日、宮口委員、事務局、関係部局、合計5名で現地確認いたしました。今報告があったとおりで、私の方から補足説明はございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第28号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第29号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長 (森井 脩) 日程第8、第29号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員 (上坂 光広) 8月9日に現地確認に行きました。水嶋委員と事務局2名で行きました。事務局の説明のとおりです。補足説明ありません。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第29号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第30号議案、農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理に

ついて

○議長 (森井 脩) 日程第9、「第30号議案、農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員 (西沢 泰裕) 8月10日、宮口委員、事務局、関係部局、合計5名で現地確認をいたしました。今事務局の説明があったとおりで、補足説明は特にございません。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、「第30号議案、農地法第4条第1項ただし書き(第8号)の規定による届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第31号議案、農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について

○議長（森井 脩） 日程第10、第31号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 8月10日、宮口委員、事務局、関係部局、計5名で現地確認を行いました。今事務局より説明があったとおりで、補足説明はございません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第31号議案「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第32号議案、農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第11、第32号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 8月10日、宮口委員、事務局、関係部局、計5名で現地を確認いたしました。補足説明といたしましては届け出されている土地というのが道路とか建物とかに囲まれて、なかなか耕作するのに大変な、配水のことを考えるとこの程度は嵩上げしなくてはならないなというふうに感じました。以上です。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第32号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこのをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時20分閉会